

「登米市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の 策定について

次長兼学校教育管理監

1 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等の概要

(1) 給特法の改正（令和7年6月公布）

- 優れた人材確保に向け、教員の処遇改善とともに、学校の働き方改革を一層推進することを規定
 - ・政府として、令和11年度までに時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減することを目指す
 - ・その目標に向け、部活動の地域展開等を円滑に進めるための財政的な援助などの措置を講ずる
- 教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に基づき、サービスを監督する教育職員に係る、働き方改革に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）を策定することが義務づけ

(2) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表等

- サービスを監督する全ての教育委員会が、それぞれ策定
 - ・県教育委員会 ⇒ 県立学校について策定
 - ・市町村教育委員会 ⇒ 小中学校等について策定
- 計画の内容
 - ・「達成しようとする目標」「業務量管理・健康確保措置の内容」「その他実施に関し必要な事項」
- 計画の策定期等
 - ・令和8年4月1日までに計画策定が必要
 - ※計画期間は、各自治体の実情に応じて決定
- 計画の公表等
 - ・計画を策定・変更したときは、遅滞なくインターネット等により公表、総合教育会議において報告
 - ・毎年度、実施状況(目標達成状況含む)を、インターネット等で公表、総合教育会議において報告

2 実施計画に定める目標

(1) 時間外在校等時間に係る目標

- 政府として令和11年度までに月平均30時間程度に削減することなどを踏まえて数値目標を設定

- (例示目標) ・時間外在校等時間が月45時間以下の教育職員の割合 100%
- (2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標
※可能な限り地方公共団体の実情に応じて設定

3 計画に定める措置の内容

○国指針に示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の適正化等の措置や、その他 計画的に推進することが重要と認められる措置を具体的に設定

【措置例】

- ・学校徴収金の徴収・管理について、公会計化が適切かを検討した上で実施
- ・学校で対応が困難な事案に対し、教育委員会の相談窓口設置や弁護士等の活用などの体制を構築
- ・部活動について、地域展開・地域連携を推進、休養日・活動時間の適切な設定 等

4 「登米市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」 別紙参照

5 スケジュール (案)

- (1) 実施計画の策定 ～令和8年3月初旬
- ① 1月 9日 (金) 校長会議にて説明
 - ② 1月21日 (水) 定例教育委員会にて説明
 - ③ 1月28日 (水) 総合教育会議に報告
- (2) 計画の公表 3月下旬～ (ホームページ)
- (3) 計画の実施 4月～
- (4) 周知等 4月の校長会議で再度説明・保護者宛通知等により周知
- (5) 令和8年度 総合教育会議 (1月) に実施状況の報告